

第七十一回国会 衆議院 交通安全対策特別委員会議録 第四号

昭和四十八年四月四日(水曜日)

午後二時十二分開議

出席委員

委員長 久保 三郎君

理事 大竹 太郎君

理事 左藤 恵君

理事 太田 一夫君

理事 加藤 六月君

理事 佐藤 守良君

理事 沖本 泰幸君

理事 渡辺 武三君

出席政府委員

運輸大臣 新谷寅三郎君

運輸大臣官房長 藺村 泰彦君

運輸省船舶局長 田坂 鋭一君

運輸省船舶局長 丸居 幹一君

運輸省自動車局長 小林 正興君

第七四号

○久保委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の、船舶安全法の一部を改正する法律案、自動車事故対策センター法案、船舶職員法の一部を改正する法律案の各案を議題とし、順次、趣旨の説明を聴取いたします。新谷運輸大臣。

船舶安全法の一部を改正する法律案
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を附する。

目次

第一章 船舶ノ施設(第一条―第二十五条)

第二章 小型船舶検査機構

第一節 総則(第二十五条の二―第二十五条の八)

第二節 設立(第二十五条の九―第二十五条の十四)

第三節 管理(第二十五条の十五―第二十五条の二十六)

第四節 業務(第二十五条の二十七―第二十五条の三十二)

第五節 財務及び会計(第二十五条の三十三―第二十五条の三十八)

第六節 監督(第二十五条の三十九―第二十五条の四十二)

第七節 補則(第二十五条の四十一・第二十五条の四十二)

第八節 罰則(第二十五条の四十三―第二十五条の四十五)

第三章 指定検定機関(第二十五条の四十六―第二十五条の五十五)

第四章 雑則(第二十六条―第二十九条ノ八)

附則

第二章 船舶ノ施設

第二条第二項を次のように改める。

前項ノ規定ハ格欄ノミヲ以テ運輸スル舟ニシテ主務大臣ノ定ムル小型ノモノ其ノ他主務大臣ニ於テ特ニ定ムル船舶ニハ之ヲ適用セズ。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 第二条第一項各号ニ掲グル事項又ハ無線電信若ハ無線電話ニ付命令ヲ以テ定ムル改造又ハ修理ヲ行フトキ、第九条第一項ノ規定ニ依リ定メラレタル満載吃水線ノ位置又ハ船舶検査証書ニ記載シタル条件ノ変更ヲ受ケントスルトキ其ノ他命令ノ定ムルトキ行フ検査(臨時検査)

第五条第一項第四号中「前各号ノ外」の下に「一定ノ範囲ノ船舶ニ付第二条第一項ノ命令ニ適合セザル虞アルニ因リ」を加え、「臨時検査」を「特別検査」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の一を加える。

四 船舶検査証書ヲ受有セザル船舶ヲ臨時ニ航行ノ用ニ供スルトキ行フ検査(臨時航行検査)

第五条ノ二を削る。

第六条第三項中「本法施行地ニ於テ」、「ヲ製造シ又ハ修繕スル者」及び「其ノ物件ニ付」を削り、同条第四項中「前二条ノ検査」を「前条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第一項ノ製造検査(前項ノ規定ニ依リ検査ニ合格シタル事項ニ限リ)」に改める。

第六条ノ二中「第一条第一項各号」を「船舶又ハ第二条第一項各号」に、「製造工事ノ能力」を「製造工事又ハ第五条第一項第三号ノ命令ヲ以テ定ムル改造若ハ修理ノ工事(以下改造修理工事ト称ス)ノ能力」に改め、「ニ係ル製造工事」及び「其ノ製造工事」の下に「又ハ改造修理工事」を加え、「前三条」を「第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及前条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第六条ノ三 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ製造者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備(第五条第一項第三号ノ命令ヲ以テ定ムル修理ヲ除ク)以下同ジ)ニ付整備規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ該整備規程ニ従ヒ整備ヲ行フ能力ニ付事業場毎ニ行フ主務大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ヲ行ヒ且命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ整備ガ該整備規程ニ適合シテ為サレタルコトヲ確認シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後三十日以内ニ行フ定期検査又ハ中間検査ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受クベキ事由ノ生ジタル船舶又ハ物件ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六条ノ四 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ付主務大臣ノ型式承認ヲ受ケタル製造者ガ当該型式承認ニ係ル船舶又ハ物件ヲ製造シ且管海官庁、主務大臣ノ指定シタル者(以下指定検定機関ト称ス)又ハ次章ノ規定ニ依リ小型船舶検査機構ノ検定ヲ受ケ之ニ合格シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第六条ノ検査ヲ省略ス前項ノ規定ニ依リ当該型式承認ニ係ル船舶又ハ物件ノ製造工事ノ能力ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ当該船舶又ハ物件ヲ製造シ且命令ノ定ムル所ニ依リ当該船舶又ハ物件ガ同項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル型式ニ適合シタルモノタルコトヲ確認シタルトキハ同項ノ規定ニ依リ検定ニ合格シタルモノト看做ス

第七条第一項中「第五条ノ二」を削り、同条に次の一を加える。

前条第一項ノ規定ニ依リ管海官庁ノ行フ検定ハ当該船舶又ハ物件ヲ製造スル事業場ノ所在地ヲ

三月八日

船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

自動車事故対策センター法案(内閣提出第七〇号)

船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

自動車事故対策センター法案(内閣提出第七〇号)

船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

管轄スル管海官庁之ヲ行フ

第七條の次に次の一條を加える。

第七條ノ二 長サ十二メートル未満ノ船舶（以下
小型船舶ト稱ス）ニ係ル本章ニ定ムル検査特別
検査及再検査ヲ除クニ関スル事務ハ命令ヲ以テ
定ムル小型船舶ニ係ルモノヲ除ク以下小型船舶
検査事務ト稱ス）ハ次章ノ規定ニ依リ小型船舶
検査機構ガ設立セラレタルトキハ小型船舶検査
機構ニ之ヲ行ハシム此ノ場合ニ於テ次條、第九
條、第十條ノ二及第十一條中管海官庁トアルハ
小型船舶検査機構トス

主務大臣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ政令ヲ以テ指
定スル都道府県知事ニ小型船舶検査事務ヲ行ハ
シムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ次條、第九條、
第十條ノ二及第十一條中管海官庁トアルハ都道
府県知事トス

小型船舶検査機構ハ前項ノ規定ニ依リ指定セラ
レタル都道府県知事ニ係ル都道府県ノ区域ニ於
テハ当該都道府県知事ノ行フ小型船舶検査事務
ヲ行フコトヲ要セズ

天災其ノ他ノ事由ノ生ジタルニ因リ小型船舶檢
査機構又ハ第二項ノ規定ニ依リ指定セラレタル
都道府県知事ニ於テ小型船舶検査事務ヲ円滑ニ
執行スルコト能ハザルニ至リタル場合ニシテ主
務大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規
定ニ依リ管海官庁亦之ヲ行フ

第八條中「管海官庁ノ検査」の下に「（特別検査ヲ
除ク）を加え、同條に次の一項を加える。

第七條

第九條

第九條第一項中「船舶検査証書」の下に「及船舶檢
査済票（小型船舶ニ限ル）を加え、「交付ス」を「交
付スベシ」に改め、同條第二項中「特殊船舶検査」を
「臨時航行検査」に、「特殊船舶検査証書」を「臨時航
行許可証」に、「交付ス」を「交付スベシ」に改め、
同條第三項中「附ス」を「附スベシ」に改め、同項の
次に次の二項を加える。

管海官庁、指定検定機関又ハ小型船舶検査機構

ハ第六條ノ四第一項ノ規定ニ依リ検定ニ合格シ
タル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書を交付
シ又ハ証印ヲ附スベシ

第六條ノ四第二項ノ規定スル者ハ同項ノ規定ニ
依リ確認シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ命令ヲ
以テ定ムル標準ヲ附スベシ

第十條第一項ただし書を次のように改める。

但シ旅客船ヲ除キ平水区域ヲ航行区域トスル船
舶又ハ総噸數二十噸未満ノ船舶ニシテ命令ヲ以
テ定ムルモノニ付テハ六年トス

第十條第三項中「又ハ臨時検査」を、「臨時検査
又ハ特別検査」に改める。

第十條ノ二中「交付ス」を「交付スベシ」に改め
る。

第十條ノ三「最大搭載人員、制限汽圧、及び
「特殊船舶検査証書」を削り、「船舶検査手帳」を
「船舶検査済票、臨時航行許可証及船舶検査手帳」
ノ船舶ニ於ケル備置又ハ揭示」に改める。

第十一條第一項中「船舶ニ付を削り、「検査」の
下に「又ハ検定」を加え、同項及び同條第二項中
「再検査」の下に「又ハ再検定」を加え、同條第三項
中「検査」の下に「又ハ検定」を加え、同條に次の一
項を加える。

指定検定機関又ハ小型船舶検査機構ノ行フ検定
ニ付テハ第一項中管海官庁トアルハ指定検定機
関又ハ小型船舶検査機構ト就替ヘテ同項ノ規定
ヲ適用ス

第十二條第一項及び第二項中「第六條ノ二」の下
に「若ハ第六條ノ三」を加え、同條第三項中「本法」
の下に「又ハ本法ニ基ク命令」を加える。

第十四條を削り、第十三條ノ二を第十四條とす
る。

第十五條第一項中「前條第三號」を「第二十九條
ノ七第三號」に改める。

第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

第十七條中「一萬元」を「三十萬元」に改める。

第十八條中「船舶所有者及船長一萬元」を「一

年以下ノ懲役又ハ三十萬元」に改め、同條第一号
中「船舶検査証書ヲ受有セザシテ」を「船舶検査証
書又ハ臨時航行許可証ヲ受有セザル」に改め、「又
ハ特殊船舶検査証書ヲ受有セザシテ船舶ヲ特殊ノ用
途ニ使用シ」を削り、同條第七号中「中間検査」の
下に「又ハ特別検査」を加え、「受ケズシテ」を「受
ケザル」に改め、同條第八号中「船舶検査証書」の
下に「又ハ臨時航行許可証」を加え、「又ハ特殊船
検査証書」記載シタル条件ニ違反シテ船舶ヲ特殊
ノ用途ニ使用シ」を削り、同條第九号を次のよう
に改める。

九 第五條ノ検査ヲ受ケタル後第二條第一項各
号ニ掲グル事項若ハ無線電信若ハ無線電話ニ
付第五條第一項第三号ノ命令ヲ以テ定ムル改
造若ハ修理ヲ行ヒタル場合又ハ同号ノ命令ノ
定ムルトキニ該當スル場合ニ於テ臨時検査ヲ
受ケザル船舶ヲ航行ノ用ニ供シタルトキ
第十八條に次の三項を加える。

船長前項各号ニ掲グル違反行為ヲ為シタルトキ
ハ船長ヲ罰スルノ外船舶所有者ニ對シ同項ノ罰
金刑ヲ科ス

船長以外ノ船舶乗組員第一項各号ニ掲グル違反
行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外船長
ニ對シ同項ノ罰金刑ヲ科ス

船舶所有者ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ
従業者（船舶乗組員ヲ除ク）船舶所有者ノ業務ニ
関シ第一項各号ニ掲グル違反行為ヲ為シタルト
キハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ船舶所有者ニ對シ
同項ノ罰金刑ヲ科ス

第十九條中第九號ニ掲グル証書」を「船舶検査
証書、船舶検査済票、臨時航行許可証又ハ合格証
明書」に、「五千元」を「二十萬元」に改め、同條の
次に次の一條を加える。

第十九條ノ二 船舶又ハ第二條第一項各号ニ掲グ
ル事項ニ係ル物件ニシテ第六條ノ四第二項ノ規
定ニ依リ確認セラレタルモノ以外ノモノニ對シ
テ第九條第五項ノ標示ヲ附シタル者ハ六月以下
ノ懲役又ハ十萬元以下ノ罰金ニ処ス

第二十條中「五千元」を「二十萬元」に改める。
第二十一條中「正當ノ事由ナクシテ」を「第十二
條第一項ノ規定ニ依リ」に、「千円」を「五萬元」に
改める。

第二十一條ノ二中「第六條ノ二」の下に「若ハ第
六條ノ三」を加え、「千円」を「五萬元」に改める。

第二十二條中「千円」を「五萬元」に改める。

第二十三條第一項中「船級協会」の下に「役員
又ハ」を加える。

第二十四條中「船級協会」の下に「役員又ハ」を
加え、「交付、提供又ハ約束シ」を「供与シ又ハ其
ノ申込若ハ約束ヲ為シ」に、「三千円」を「三十万
円」に改める。

第二十四條ノ二第一項中「第五條ノ二、第十條
第二項」を「第八條第二項及」に改め、「及第二十
八條」を削り、同條第二項中「五千元」を「五萬元」
に改める。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理
人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業
務ニ関シ第十九條乃至第二十一條ノ二違反行
為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法
人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス
第二十五條の次に次の二章を加える。

第二章 小型船舶検査機構

第一節 總則

（目的）
第二十五條の二 小型船舶検査機構は、小型船舶
検査事務等を行なうことにより、小型船舶の堪
航性及び人命の安全の保持に資することを目的
とする。

（法人格）
第二十五條の三 小型船舶検査機構（以下「機構」
という。）は、法人とする。

（数）
第二十五條の四 機構は、一を限り、設立される
ものとする。

(資本金)

第二十五条の五 機構の資本金は、三千万円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(名称)

第二十五条の六 機構は、その名称中に小型船舶検査機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に小型船舶検査機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第二十五条の七 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第二十五条の八 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

第二節 設立

(発起人)

第二十五条の九 機構を設立するには、船舶の堪航性及び人命の安全の保持について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可等)

第二十五条の十 発起人は、定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 前項の事業計画書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第二十五条の十一 運輸大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条第一項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 職員、設備、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行なわれ、小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に資することが確実であると認められること。

第二十五条の十二 運輸大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時にあって、それぞれ第二十五条の十八第一項の規定により理事長及び監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第二十五条の十三 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府に対し、第二十五条の五第一項の規定による出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第二十五条の十四 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第二十五条の十五 機構の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 役員に関する事項
- 五 業務及びその執行に関する事項
- 六 財務及び会計に関する事項
- 七 定款の変更に関する事項
- 八 公告の方法

2 機構の定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第二十五条の十六 機構に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十五条の十七 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、機構の業務を監査する。

(役員の任命)

第二十五条の十八 理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 理事は、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第二十五条の十九 役員の任期は、三年とする。

ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十五条の二十 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の解任)

第二十五条の二十一 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第二十五条の二十二 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、運輸大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十五条の二十三 機構と理事長との利益が相反する事項については、理事長は代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(職員の任命)
第二十五条の二十四 機構の職員は、理事長が任

命する。

(職員兼職禁止)

第二十五条の二十五 職員は、船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を経営し、これらの事業の業務に従事し、又はこれらの事業を経営する者の団体の役員若しくは職員となつてはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十五条の二十六 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務)
第二十五条の二十七 機構は、第二十五条の二の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 小型船舶検査事務

二 小型船舶又は小型船舶に係る物件に関する第六条ノ四第一項の規定による検定に関する事務

三 小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に関する調査、試験及び研究

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

五 前各号に掲げるもののほか、第二十五条の二の目的を達成するために必要な業務

二 機構は、前項第五号に掲げる業務を行なうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十五条の二十八 機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(検査事務規程)

第二十五条の二十九 機構は、小型船舶検査事務の開始前に、小型船舶検査事務の実施に関する

規程(以下「検査事務規程」という。)を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をした検査事務規程が小型船舶検査事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その検査事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 検査事務規程で定めるべき事項は、運輸省令で定める。

(小型船舶検査員)

第二十五条の三十 機構は、小型船舶検査事務を行なう場合において、小型船舶が第二十一条の命令に適合するかどうかの判定に関する業務については、小型船舶検査員に行なわせなければならない。

2 小型船舶検査員は、船舶の検査又はこれに準ずる業務に関する知識及び経験に関する運輸省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

3 機構は、小型船舶検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 運輸大臣は、小型船舶検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは検査事務規程に違反する行為をしたとき、又は小型船舶検査事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、小型船舶検査員の解任を命ずることができる。

5 前項(第二十五条の五十三において準用する場合を含む。)の規定による命令により小型船舶検査員又は検定員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶検査員となることができない。

(小型船舶の検査設備)

第二十五条の三十一 機構は、小型船舶検査事務を行なう事務所ごとに、運輸省令で定めるところにより、検査設備を備え、かつ、これを維持

しなければならない。

(検定に関する事務を行なう場合における準用)

第二十五条の三十二 前三条の規定は、機構が第二十五条の二十七第一項第二号に掲げる業務を行なう場合について準用する。この場合において、これらの規定中「小型船舶検査事務」とあるのは、「第二十五条の二十七第一項第二号に掲げる業務」と、「検査事務規程」とあるのは、「検定事務規程」と、第二十五条の三十三第一項中「小型船舶」とあるのは「船舶又は物件」と、「第二十一条の命令」とあるのは「これに係る第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式」と、前条中「検査設備」とあるのは「検定設備」と読み替へるものとする。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条の三十三 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。(予算等の認可等)

第二十五条の三十四 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十五条の三十五 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(借入金)

第二十五条の三十六 機構は、資金の借入れ(借換を含む。)をしようとするときは、運輸大臣

の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十五条の三十七 機構は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(運輸省令への委任)

第二十五条の三十八 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第六節 監督

(監督命令)

第二十五条の三十九 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第二十五条の四十 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 補助

(解散)

第二十五条の四十一 機構の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第二十五条の四十二 運輸大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十五条の二十七第二項、第二十五条の二十八第一項、第二十五条の三十四又は第二十五条の三十六の認可をしようとするとき。
二 第二十五条の三十五第一項又は第二十五条の三十七の承認をしようとするとき。
三 第二十五条の三十八の運輸指令を定めようとするとき。

第八節 罰則

第二十五条の四十三 第二十五条の四十第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

2 第二十五条の四十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十五条の四十四 第二十五条の六第二項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 第二十五条の規定は、前項の違反行為について準用する。

第二十五条の四十五 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした機構の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この章の規定により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第二十五条の七第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十五条の二十七第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第三章 指定検定機関

(指定)

第二十五条の四十六 第六条ノ四第一項の規定による指定(以下単に「指定」という。)は、検定を行なおうとする者の申請により行なう。

2 運輸大臣は、指定を行なう場合において、検定を行なうことができる船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の範囲を限定することができる。

ことができる。

(指定の基準)

第二十五条の四十七 運輸大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が第二十五条の十一第三号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

2 運輸大臣は、指定の申請者が、次の各号の一に該当するときは、指定をしてはならない。

一 民法第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者であること。

二 検定に関する業務以外の申請者の行なう業務により検定を公正に実施することができないおそれがある者であること。

三 第二十五条の五十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者であること。

イ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(役員の選任及び解任)
第二十五条の四十八 指定検定機関の役員の選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 運輸大臣は、指定検定機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは検定事務規程に違反する行為をしたとき、又は検定の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定検定機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(検定員)
第二十五条の四十九 指定検定機関は、検定を行なう場合において、当該船舶又は物件が第六条

ノ四第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定に関する事務については、検定員に行なわせなければならない。

(予算等の認可等)

第二十五条の五十 指定検定機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検定機関は、毎事業年度、決算報告書及び事業報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第二十五条の五十一 指定検定機関は、運輸大臣の許可を受けなければ、検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消)

第二十五条の五十二 運輸大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第二十五条の四十七第二項第四号に該当するに至つたとき。

三 第二十五条の四十八第二項の規定又は次条において準用する第二十五条の二十九第二項、第二十五条の三十四第四項若しくは第二十五条の三十九の規定による命令に違反したとき。

四 次条において準用する第二十五条の二十九第一項の規定により認可を受けた検定事務規程によらないで検定を行つたとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(準用)
第二十五条の五十三 第二十五条の二十九、第二

十五条の三十九及び第二十五条の四十の規定は指定検定機関について、第二十五条の二十六の規定は検定の業務に従事する指定検定機関の役員及び職員について、第二十五条の三十二第二項から第五項までの規定は検定員について、それぞれ準用する。この場合において、第二十五条の二十九中「検査事務規程」とあるのは、「検定事務規程」と読み替へるものとする。

(罰則)

第二十五条の五十四 第二十五条の五十二の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条の五十一の許可を受けずに検定の業務の全部を廃止したとき。

二 前条において準用する第二十五条の四十第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十五条の五十五 第二十五条の五十三において準用する第二十五条の四十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十六条の前に次の章名を附する。

第四章 雑則

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 船舶ノ性能及人命ノ安全ニ関シ条約ニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ従フ

第二十八条に次の三項を加える。

前項ノ命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ十万円以下ノ罰金トス

第十二条ノ規定ハ第一項ノ命令ノ施行ニ付適用

アルモノトス
本則中第二十九条の次に次の七条を加える。

第二十九条ノ二 都道府県知事ハ小型船舶ノ構造

性及人命ノ安全ニ関シ必要アリト認ムルトキハ
特別検査、臨検其ノ他必要ナル措置ヲ執ルベキ
コトヲ主務大臣ニ要請スルコトヲ得

第二十九条ノ三 前各条ニ規定スルモノノ外本法

並ニ船舶ノ構造性及人命ノ安全ニ関スル条約ノ
施行ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九条ノ四 第一章ノ規定ニ依ル検査、認
定、認可、型式承認若ハ検定又ハ検査若ハ検定

ニ関スル書類ノ再交付若ハ書換(以下検査等ト
称ス)ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依

リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ国(機構、第
七条ノ二ノ政令ヲ以テ指定スル都道府県知事又

ハ指定検定機関ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ
当該検査等ニ係ル機構、都道府県又ハ指定検定

機関)ニ納付スベシ但シ国ニ於テ主務大臣又ハ
管海官庁ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ此ノ限

ニ在ラズ
前項ノ手数料ニシテ機構、都道府県又ハ指定検
定機関ニ納付サレタルモノハ各機構、当該都道

府県又ハ当該指定検定機関ノ収入トス
前条ノ規定ニ基キ条約ノ施行ニ関スル命令又ハ

第二十八条第一項ノ規定ニ基キ命令ニ依ル事務
ニシテ検査、証書ノ発給及貨物ノ運送方法ニ関

スル承認ニ関スルモノニ付テハ命令ノ定ムル所
ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ徴取スル

コトヲ得
第二十一条第一項ノ命令ニ於テ同項各号ニ掲グル事

項ニ係ル物件ノ工作ヲ行フ者ノ資格ニ付管海官
庁ノ行フ試験ニ合格シタルコトヲ要スル旨ヲ定

メタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案
シタル額ノ手数料ヲ徴取スルコトヲ得

第二十九条ノ五 機構ノ為シタル小型船舶検査事

務ニ係ル処分ニ対シ不服アル者ハ第十一条第一
項又ハ第四項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外主務

大臣ニ対シ行政不服審査法(昭和三十三年法律
第百六十号)ニ依ル審査請求ヲ為スコトヲ得

スル主務大臣ノ職權ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之

ヲ海運局長ニ委任スルコトヲ得
第二十九条ノ七 日本船舶ニ非ザル船舶ニシテ左

ニ掲グルモノニハ政令ヲ以テ本法ノ全部又ハ一
部ヲ準用ス

一 本法施行地ノ各港間又ハ湖川港灣ノミヲ航
行スル船舶

二 日本船舶ヲ所有シ得ル者ノ借入レタル船舶
ニシテ本法施行地ト其ノ他ノ地トノ間ノ航行

ニ従事スルモノ
三 前二号ノ外本法施行地ニ在ル船舶

第二十九条ノ八 本法ニ基キ政令又ハ命令ヲ定メ
又ハ改廃セントスルトキハ各政令又ハ命令ニ於

テ必要ナル経過措置(罰則ニ係ルモノヲ含ム)ヲ
定ムルコトヲ得

第三十二条を次のように改める。
第三十二条 第二条第一項ノ規定ハ政令ヲ以テ定

ムル總噸數二十噸未満ノ漁船ニハ当分ノ内之ヲ
適用セズ

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から三月を経過し
た日から施行する。ただし、第二条第二項の改

正規定、第七条の次に一条を加える改正規定及
び第三十二条の改正規定は、公布の日から起算

して一年をこえない範囲内において政令で定め
る日から施行する。

(経過措置)
第二条 第二条第二項の改正規定の施行前に建造

され、又は建造に着手された船舶であつて、こ
の法律による改正前の船舶安全法(以下「旧法」

という。)第二条第一項の規定の適用を受けな
い船舶に該当し、かつ、この法律による改正後の

船舶安全法(以下「新法」という。)第二条第一項
の規定の適用を受けることとなるものについて

は、同改正規定の施行の日から起算して三年を
こえない範囲内において政令で定める日まで新

第五条の規定による検査を受けることを要しな
い。ただし、新法第九条第一項の規定により船

舶検査証書の交付を受けた後においては、この
限りでない。

2 前項の政令で定める日は、船舶の用途ごと
に、その長さの長い船舶を先とし、短い船舶を

あととするように定めるものとする。
3 第一項に規定する船舶であつて、第二条第二

項の改正規定の施行の日の前日において旧法第
二十九条の規定による規則の船舶の検査に關す

る規定の適用を受けているものに係る施設及び
検査については、同改正規定の施行の日から起

算して三年をこえない範囲内において、当該規則
に係る都道府県知事が運輸大臣の認可を受けた

規則に基づき船舶ごとに指定する日まで、な
お従前の例による。ただし、新法第五条の規定

による検査を受けることを妨げない。この場合
においては、第一項ただし書の規定を準用する。

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に小
型船舶検査機構という文字を用いている者につ

いては、新法第二十五条の六第二項の規定は、
この法律の施行後六月間は、適用しない。

2 機構の最初の事業年度は、新法第二十五条の
三十三の規定にかかわらず、その成立の日に始

まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。
3 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び

資金計画については、新法第二十五条の三十四
中当該事業年度の開始前にとあるのは、「機

構の成立後遅滞なく」とする。
第四条 前二条に規定するもののほか、この法律

の施行に關して必要となる経過措置は、政令で
定めることができる。

(電波法の一部改正)
第五条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)

の一部を次のように改正する。
第五十二条第二号、第十三条第二項、第三

十五条の二、第三十六条及び第六十三条第三項
並びに第六十五条第一項の表中「第十四条」を

「第二十九条ノ七」に改める。

(船舶職員法の一部改正)
第六条 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十

九号)の一部を次のように改正する。
第十八条第一項中「第十四条」を「第二十九

条ノ七」に改める。
(地方税法の一部改正)

第七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「及び軽自動
車検査協会」を、軽自動車検査協会及び小型船

舶検査機構に改める。
第七十三条の四第一項第十八号の二の次に次

の一号を加える。
十八の三 小型船舶検査機構が直接船舶安全

法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の二
十七第一項第一号に規定する業務の用に供

する不動産
第三百四十八条第二項第二十三号の二の次に

次の一号を加える。
二十三の三 小型船舶検査機構が直接船舶安

全法第二十五条の二十七第一項第一号に規
定する業務の用に供する固定資産

(所得税法の一部改正)
第八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の

一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中小型自動車競走会の項

の次に次のように加える。
小型船舶検査 船舶安全法

(法人税法の一部改正)
第九條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の

一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中港務局の項の次に次の

ように加える。
小型船舶検査 船舶安全法

(印紙税法の一部改正)
機構

第十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中港務局の項の次に次のように加える。

小型船舶検査 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中港務局の項の次に次のように加える。

小型船舶検査 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)

(運輸省設置法の一部改正)

第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 小型船舶検査機構を監督すること。

第二十四条第一号中「検査」の下に「及び型式承認」を加え、同条第一号の三の次に次の一号を加える。

一の三の二 小型船舶検査機構に関すること。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における小型の船舶の普及及び海難事故の現状にかんがみ、その通航性及び人命の安全の保持を図るため、小型の船舶に対して検査を実施することともに、これを行なうことを目的とする小型船舶検査機構について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自動車事故対策センター法案 自動車事故対策センター法

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 設立(第十条—第十五条)

第三章 管理(第十六条—第三十条)

第四章 業務(第三十一条—第三十三条)

第五章 財務及び会計(第三十四条—第四十三条)

第六章 監督(第四十四条—第四十五条)

第七章 雑則(第四十六条—第四十八条)

第八章 罰則(第四十九条—第五十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 自動車事故対策センターは、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対する資金の貸付け等を行なうことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)による損害賠償の保障制度と相まつて被害者の保護を増進することを目的とする。

(法人格)

第二条 自動車事故対策センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

(数)

第三条 センターは、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第四条 センターの資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 政府は、センターの設立に際し、二億四千万円を出資するものとする。

3 センターは、必要があるときは、運輸大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第五条 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者(第四十六条第二項並びに第四十七条第一項及び第二項を除き、以下「出資者」という。)は、その持分を譲渡することができない。

2 出資者の持分の移転は、譲受け者について第四十六条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第七条 センターは、その名称中に自動車事故対策センターという文字を用いなければならない。

2 センターでない者は、その名称中に自動車事故対策センターという文字を用いてはならない。

2 センターでない者は、その名称中に自動車事故対策センターという文字を用いてはならない。

(登記)

第八条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、センターについて準用する。

第二章 設立

(発起人)

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事

第十条 センターを設立するには、自動車事故の発生の防止又は被害者の保護について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対しセンターに対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(設立の認可)

第十一条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十二条 運輸大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行なわれ、自動車事故の発生の防止に資し、及び被害者の保護を増進することが確実であると認められること。

第十三条 運輸大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時ににおいて、それぞれ第十九条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第十四条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事

七

務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十五条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款記載事項)

第十六条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 センターの定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第十七条 センターに、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

2 センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十八条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が

欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、センターの業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は運輸大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十九条 理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 理事は、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第二十条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第二十一条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十二条 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第二十三条 役員（非常勤の理事を除く）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、運輸大

臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十四条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 理事長は、理事又はセンターの職員のうちから、センターの業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(評議員会)

第二十六条 センターに、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他センターの運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

(評議員)

第二十七条 評議員は、自動車事故の発生防止又は被害者の保護について学識経験を有する者のうちから、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 第二十条並びに第二十二条第二項及び第三項の規定は、評議員について準用する。

(職員の任命)

第二十八条 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第二十九条 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十条 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務)

第三十一条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業（同法第四十六条の規定により一般区域貨物自動車運送事業の免許を受けたものとみなされる通運事業者の事業を含む）及び同法第二条第五項に規定する軽車両等運送事業の用に供する自動車（以下単に「自動車」という。）の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対し、当該事項に関する指導及び講習を行なうこと。

二 自動車の運転者に対し、適性診断（自動車の運行の安全を確保するため、自動車の運行の態様に応じ運転者に必要とされる事項について心理学的又は医学的な方法による調査を行ない、必要に応じて指導することをいう。）を行なうこと。

三 次に掲げる被害者であつて生活の困窮の程度が運輸省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者が損害賠償額又は損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるまでの間、その支払を受けるべき金額の一部に相当する資金の貸付けを行なうこと。

イ 自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）の規定により後遺障害に係る損害賠償額の支払を受けるべき被害者

ロ 自賠法第五章の規定による損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるべき被害者

四 次に掲げる被害者であつて生活の困窮の程度が運輸省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者に必要な資金の全部又は一部の貸付けを行なうこと。

イ 自動車事故により死亡した者の遺族である義務教育終了前の児童

ロ 自動車事故による損害賠償についての債

務名義を得た被害者であつて当該債務名義に係る債権についてその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められるもの。

五 自賠法による損害賠償の保障制度について周知宣伝を行なうこと。

六 自動車事故の発生防止及び被害者の保護に関する調査及び研究を行ない、その成果を普及すること。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務
八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 センターは、前項第八号に掲げる業務を行なおうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第三十二条 センターは、運輸大臣の認可を受け、前条第一項第六号に掲げる業務の委託を受け、又は同項第四号若しくは第六号に掲げる業務の一部を委託することができる。

(業務方法書)

第三十三条 センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十四条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十五条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十六条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(出資者に対する書類の送付)
第三十七条 センターは、第三十五条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第三十八条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十九条 センターは、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(政府からの資金の貸付け)
第四十条 政府は、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、センターに対し、第三十一条第一項第三号及び第四号の業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

(補助金)
第四十一条 政府は、予算で定める金額の範囲内において、センターに対し、センターの業務運営費の一部を補助することができる。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第四十二条 センターは、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(運輸省令への委任)
第四十三条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第六章 監督
第四十四条 センターは、運輸大臣が監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第四十五条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にセンターの事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(出資者原簿)

第四十六条 センターは、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十七条 センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十八条 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四条第三項、第三十一条第二項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十五条又は第三十九条の認可をしようとするとき。

二 第三十六条第一項又は第四十二条の承認をしようとするとき。

三 第三十一条第一項第三号及び第四号又は第四十三条の運輸省令を定めようとするとき。

第八章 罰則

第四十九条 第二十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により運輸大臣の認可又は

第十四条第一項中「試験」の下に「(小型船舶操縦士の資格についての試験を除く。)」を加え、「學術試験」を「学科試験」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十八条第二項中「第五条第二項の規定によりその免許について船舶の機関の種類」を「その免許について第五条第二項の規定による船舶の機関の種類についての限定又は同条第三項の規定による船舶の設備」に、「機関の船舶」を「機関又はその限定をされた設備を有する船舶」に改め、同条第三項を削る。

第十九条第一項中「前条第一項及び第二項並びに」を「前条及び」に改める。

第二十一条第二項中「第五条第二項の規定によりその免許について船舶の機関の種類についての限定をされた海技従事者」を「海技従事者は、その免許について第五条第二項の規定による船舶の機関の種類についての限定又は同条第三項の規定による船舶の設備についての限定をされている場合において」に、「機関の船舶」を「機関又はその限定をされた設備を有する船舶」に改め、同条第四項を削る。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 小型船舶操縦士試験機関

(指定)

第二十三条の二 運輸大臣は、申請により指定する者に、小型船舶操縦士の資格についての試験(運輸省令で定めるものを除く。)の実施に関する事務(以下「特定試験事務」という。)を行なわせる。

2 前項の規定による指定(以下単に「指定」という。)を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、特定試験事務の実施に關し第十六条前段に規定する運輸大臣の職権を行なうことができる。

3 運輸大臣は、指定試験機関に特定試験事務を行なわせるときは、特定試験事務を行なわな

ものとする。

(指定の基準)

第二十三条の三 運輸大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が左の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければなら

一 職員、設備、特定試験事務の実施の方法その他の事項についての特定試験事務の実施に關する計画が特定試験事務の適正且つ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が特定試験事務の実施に關する計画の適正且つ確実な実施に足るものであること。

2 運輸大臣は、指定の申請が左の各号の一に該当するときは、指定をしてはならない。

一 他に指定した者があること。

二 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者であること。

三 特定試験事務以外の申請者の行なう業務により申請者が特定試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

四 申請者が第二十三条の十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうちに、左のいずれかに該当する者があること。

イ この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二十三条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第二十三条の四 運輸大臣は、指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、特定試験事務を行なう事務所の所在地並びに特定試験事務

の開始の日を官報で公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は特定試験事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 運輸大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第二十三条の五 指定試験機関の役員の選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 運輸大臣は、指定試験機関の役員がこの法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第二十三条の七第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は特定試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、その指定試験機関に關し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(小型船舶操縦士試験員)

第二十三条の六 指定試験機関は、特定試験事務を行なう場合において、小型船舶操縦士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に關する事務については、小型船舶操縦士試験員に行なわせなければならない。

2 小型船舶操縦士試験員は、船舶職員の養成又はこれに準ずる業務に關する知識及び経験に關する運輸省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

3 指定試験機関は、小型船舶操縦士試験員を選任したときは、その日から十五日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

4 運輸大臣は、小型船舶操縦士試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は特定試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に對し、小型船舶操縦士試験員の解任を命ずることができる。

5 前項の規定による命令により小型船舶操縦士試験員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶操縦士試験員となることのできない。

6 指定試験機関は、運輸省令で定めるところにより、小型船舶操縦士試験員に對し、その職務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。

(試験事務規程)

第二十三条の七 指定試験機関は、特定試験事務の開始前に、特定試験事務の実施に關する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をした試験事務規程が特定試験事務の適正且つ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その試験事務規程を變更すべきことを命ずることができる。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、運輸省令で定める。

(予算等の認可等)

第二十三条の八 指定試験機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、決算報告書及び事業報告書を作成し、当該事業年度の終了後三箇月以内に運輸大臣に提出しなければならない。

(秘密保持義務等)

第二十三条の九 特定試験事務に従事する指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特定試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に規定する指定試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に

従事する職員とみなす。

(監督命令)

第二十三条の十 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、特定試験事務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告等)

第二十三条の十一 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、指定試験機関に対し、特定試験事務に關し報告させ、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、特定試験事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることが出来る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定試験事務の休廃止)

第二十三条の十二 指定試験機関は、運輸大臣の許可を受けなければ、特定試験事務に關する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十三条の十三 運輸大臣は、指定試験機関が左の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて特定試験事務に關する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが出来る。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第二十三条の三第二項第五号に該当するに至つたとき。

三 第二十三条の五第二項、第二十三条の六第四項、第二十三条の七第二項又は第二十三条

の十の規定による命令に違反したとき。

四 第二十三条の七第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで特定試験事務を行つたとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

2 運輸大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は特定試験事務に關する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(運輸大臣による特定試験事務の実施)

第二十三条の十四 運輸大臣は、指定試験機関が第二十三条の十二第一項の規定により特定試験事務に關する業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第一項の規定により指定試験機関に対し特定試験事務に關する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により特定試験事務を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、特定試験事務を自ら行なうものとす。

2 運輸大臣は、前項の規定により特定試験事務を行なうものとし、又は同項の規定により行なつてゐる特定試験事務を行なわないうものとするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

3 運輸大臣が、第一項の規定により特定試験事務を行なうものとし、第二十三条の十二第一項の規定により特定試験事務に關する業務の廃止を許可し、又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における特定試験事務の引継ぎその他の所要の事項は、運輸省令で定める。

第二十六条中「免許」の下に「若しくは海技従事者免許原簿に登録された事項の変更」を、「手数料を」の下に「国（指定試験機関の行なり試験を受ける者にあつては、指定試験機関）に」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

第二十七条第一項中「もの」の下に「（特定試験事務を除く。）」を加える。

第二十八条の次に次の二条を加える。

(運輸省令への委任)

第二十八条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、運輸省令で定める。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第二十八条の三 指定試験機関が行なり特定試験事務に係る処分又はその不作為については、運輸大臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることが出来る。

第二十九条の二第二項を次のように改める。

2 第二十三条の十一第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十九条の二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、第四章中同条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第二十九条の三 この法律の規定に基づき政令又は運輸省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は運輸省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）を定めることが出来る。

第三十条の前の見出しを削り、同条中「二十万円を」を「三十万円」に改め、同条を第三十条の三とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

第三十条 第二十三条の十三第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一

年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十条の二 第二十三条の九第一項の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条中「三万円」を「五万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二 左の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条の十一第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し虚偽の陳述をしたとき。

二 第二十三条の十二第一項の許可を受けないうで特定試験事務に關する業務の全部を廃止したとき。

2 第二十三条の十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十二条中「五万円」を「一万円」に改め、同条第二号中「第二十九条の二第四項」を「第二十九条の二第三項」に改める。

第三十三条の見出しを削り、同条中「第三十条」を「第三十条の三」に改める。

附則に次の一項を加える。

15 推進機関を有しない総トン数五トン未満の帆船は、当分の間、第二条第一項の船舶に含まれないものとする。

別表第一中

総トン数五トン未満の船舶で旅客運送の用に供するもの		総トン数二十トンの船舶及び漁船並びに平水区域のみを航行する帆船		総トン数五トン以上のもの		総トン数二十トンの船舶及び漁船並びに平水区域のみを航行する帆船		総トン数五トン以上のもの		総トン数二十トンの船舶及び漁船並びに平水区域のみを航行する帆船	
船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長
小型船舶操縦士	丙種機関士	小型船舶操縦士	丙種機関士	小型船舶操縦士	丙種機関士	小型船舶操縦士	丙種機関士	小型船舶操縦士	丙種機関士	小型船舶操縦士	丙種機関士

を

総トン数二十トンの船舶		沿岸小型船舶		外洋小型船舶		総トン数五トン以上のもの		総トン数二十トンの船舶		沿岸小型船舶		外洋小型船舶	
船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長
小型船舶操縦士	丙種機関士	小型船舶操縦士	丙種機関士	小型船舶操縦士	丙種機関士	小型船舶操縦士	丙種機関士	小型船舶操縦士	丙種機関士	小型船舶操縦士	丙種機関士	小型船舶操縦士	丙種機関士

に、「平水区域を航行する船舶」として、

行区域とする船舶を「総トン数二十トン以上の平水区域を航行区域とする船舶及び航行区域を有しない漁船以外の船舶で平水区域のみを航行するもの」とし、「総トン数二十トン未満のもの」を「総トン数二十トン以上の沿海区域を航行するもの」とし、「総トン数二十トン以上の近海区域を航行するもの」とし、「総トン数二十トン以上の遠洋区域を航行するもの」とし、同表備考を次のように改める。

備考

- 沿岸小型船舶とは、総トン数二十トン未満の船舶であつて、丙区域（沿海区域のうち運輸省令で定める区域をいう。以下同じ。）内の区域を航行区域とするもの及び航行区域を有しないもので丙区域のみを航行するものをいう。
- 沿海小型船舶とは、総トン数二十トン未満の船舶であつて、沿岸小型船舶及び外洋小型船舶以外のものをいう。
- 外洋小型船舶とは、総トン数二十トン未満の船舶であつて、近海区域又は遠洋区域を航行区域とするもの及び航行区域を有しないもので沿海区域のみを航行するものでないものをいう。
- 乙区域とは、東経百八十度、南緯十三度、東経九十四度及び北緯六十三度の線により囲まれた区域をいう。
- 甲区域とは、乙区域以外の区域をいう。

別表第五中

丙種航海士	丙種航海士	丙種航海士	丙種航海士
丙種航海士	丙種航海士	丙種航海士	丙種航海士

に、

丙種機関長 丙種機関士

を

丙種機関長	丙種機関士	丙種機関長	丙種機関士
丙種機関長	丙種機関士	丙種機関長	丙種機関士

に改める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月（施行期日）を経過した日から施行する。ただし、第三章の次に一章を加える改正規定、第二十八條の次に二條を加える改正規定（第二十八條の二を加える部分に限る）、第二十九條の二の次に一條を加える改正規定、第三十條の改正規定、同條を第三十條の三とし、同條の前に二條を加える改正規定、第三十一條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、第三十二條及び第三十三條の改正規定、附則第九條の規定並びに附則第十條の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正前の船舶職員法（以下「旧法」といふ。）により旧法第五條第一項の小型船舶操縦士（以下「旧小型船舶操縦士」といふ。）の資格についてされた免許は、改正後の船舶職員法（以下「新法」といふ。）（第十八條及び第二十一條を除く。）及び海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五號）の規定の適用については、この法律の施行の日から十年を経過する日までの間、新法第五條第一項の規定にかかわらず、旧小型船舶操縦士の資格について新法によりされた免許とみなす。この場合において、新法第八條第一項及び新法第十三條の二第二項の規定の適用における資格の上級及び下級の別は、旧法別表第五の例による。

第三条 運輸大臣は、この法律の施行の際旧法により旧小型船舶操縦士の資格又は旧法別表第五

によりこれより上級の資格とされていた資格について免許を受け、又は試験に合格している者であつて、運輸大臣が指定する船舶職員養成施設において運輸大臣が定める課程の講習を修了し、又は新法による一級小型船舶操縦士の資格に必要な知識及び能力を有していることについて運輸省令で定めるところにより海運局長の認定を受けた者については、この法律の施行の日から十年を経過する日まで、新法による一級小型船舶操縦士の資格についての免許を与えることができる。ただし、この法律の施行後その免許を受けようとする時まで、この法律の施行の際受けていた免許（前条の規定により新法によりされたものとみなされる旧小型船舶操縦士の資格についての免許を含む）が取り消され、又はその試験の合格が無効とされた者については、この限りでない。

第四条 運輸大臣は、この法律の施行の際として又はその営む事業のため総トン数五トン未満の船舶（旅客運送の用に供するものを除く。）において、船長の職務を行なっている者であつて、その要件を備えることについてこの法律の施行の日から一年を経過する日までに運輸省令で定めるところにより海運局長の認定を受けた者については、この法律の施行の日から三年を経過する日までにその者の申請があつたときは、試験を行なわないで、この法律の施行の際船長として乗り組んでいた船舶の航行している区域に就き、一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士又は四級小型船舶操縦士の資格についての免許を与えることができる。

2 運輸大臣は、前項の規定により免許を与える場合において、当該免許を受ける者がこの法律の施行の際船長として乗り組んでいた船舶の総トン数に及び、その免許につき船舶の総トン数についての限定をすることが出来る。

3 新法第十八条第二項及び新法第二十一条第二項の規定は、前項の規定により免許について船舶の総トン数についての限定をされた者を船舶職員として船舶に乗り組ませる場合及びその者が船舶職員として船舶に乗り組む場合について準用する。

4 新法第十九条の規定は、前項において準用する新法第十八条第二項の規定の適用について準用する。

5 新法第二十二條の二の規定は、第三項において準用する新法第十八条第二項の規定又は前項において準用する新法第十九条第三項の規定による命令に違反する事実があると認める場合について準用する。

6 第三項において準用する新法第二十一条第二項、第四項において準用する新法第十九条及び前項において準用する新法第二十二條の二の規定は、新法第十條第一項の規定の適用については船舶職員法の規定とみなす。

7 第三項において準用する新法第十八条第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

8 第四項において準用する新法第十九条第三項の規定による命令又は第五項において準用する新法第二十二條の二第一項の規定による処分違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

9 第三項において準用する新法第二十一条第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七項又は第八項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人

11 第四項において準用する新法第十九条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第五條 船舶所有者は、この法律の施行の日から十年を経過する日までの間、新法第十八条第一項の規定にかかわらず、旧法別表第一の船舶の欄に掲げる船舶には、同表の船舶職員の欄に掲げる船舶職員として、同表の資格の欄に掲げる資格又は旧法別表第五によりこれより上級の資格とされていた資格の海技従事者（附則第二条の規定により旧小型船舶操縦士の資格について免許を受けたとみなされる者を含む。次条において同じ。）を乗り組ませることをもつて足りる。

第六條 この法律の施行の際旧法別表第一の資格の欄に掲げる資格又は旧法別表第五によりこれより上級の資格とされていた資格についての免許を受けていた海技従事者は、この法律の施行の日から十年を経過する日までの間、新法第二十一条第一項の規定にかかわらず、旧法別表第一の船舶の欄に掲げる船舶の同表の船舶職員の欄に掲げる船舶職員として乗り組むことができる。

第七條 総トン数五トン未満の船舶（旅客運送の用に供する船舶を除く。）については、新法第十八条及び新法第二十一条の規定は、この法律の施行の日から一年六月を経過する日までの間、適用しない。

第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第九條 新法第二十三条の二第一項の規定により運輸大臣が指定試験機関に行なわせる特定試験事務は、新法による小型船舶操縦士に係るものとし、新法第二十三条の四第一項に規定する特定試験事務の開始の日は、この法律の施行の日以後の日とするものとする。

第十條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

理由

最近における小型の船舶の普及及び海難事故の現状にかんがみ、その航行の安全を図るため、小型の船舶に乗り組まざるべき者の資格を定め、その資格についての免許制度を設けるとともに、その免許についての試験の実施に関する事務を運輸大臣の指定する者に行なわせることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○新谷国務大臣 ただいま議題となりました船舶安全法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

近年、海難事故を防止するため、船舶の安全性の確保はますます重要な問題となつてきておりますが、政府におきましては、安全基準の強化等により、船舶検査制度を充実してこれに対処してきているところであります。

小型の船舶につきましては、従来、船舶安全法による検査の対象とせず、一部の都道府県知事が運輸大臣の認可を受けた規則に基づき行なっていた検査を除き、主として使用者側の安全対策にゆだねてまいつたのでありますが、最近におきましては、小型の船舶の増加が著しく、特に、海洋レクリエーションの活発化に伴い、いわゆるモーターボート等が急激に増加し、かつ、広範囲に航行する機会が多くなつてきたこと、また、漁場の関係から小型漁船が遠方海域へ出漁する機会が多くなつてきたこと等のため、それらの船舶の安全性を確保することが強く要請されております。

このように実情にかんがみ、小型の船舶に対しても、安全基準を定めて検査を統一的に実施することとし、その安全性の確保のための施策の一としての充実強化をはかることが、今回の改正の趣旨

でございます。次に、改正案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、小型の船舶に対しましても、特定の簡易な構造の船舶等を除き、検査を義務づけまして、小型の船舶は、有効な船舶検査証書を受有しなければ航行の用に供してはならないこととしたしております。

第二に、小型の船舶の検査事務は、運輸大臣の認可を受けて設立される小型船舶検査機構に行なわせることとしたしております。

第三に、小型船舶検査機構は、全額政府出資の法人といたしまして、その設立、役員、業務、財務等に関する所要の規定を設けております。

第四に、小型の船舶に対する検査の実施に伴い、船舶の改造、修理及び整備についての認定事業制度の新設及び型式承認制度の対象範囲の拡大等所要の規定を整備することとしたしております。

このほか、小型の船舶の検査は、新たに建造されるものについてはこの法律の公布の日から一年をこえない範囲内で別に定める日から、すでに建造されたものについてはその後三年間において、段階的に実施することとするほか、その実施に関する経過措置を規定し、あわせて関係法令の改正を行なうこととしたしております。

以上が、この法律を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました自動車事故対策センター法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

わが国の自動車事故の発生率は、幸い二、三年來若干低下しておりますが、なお九十九万人余の新たな被害者を年々生じていることは、国民福祉の上からもきわめて重大な問題であります。このような事態を解消するためには、まず、自動車事故の発生そのものを未然に防止することが

肝要でありますが、この点につきましては、近年、運行管理指導の強化及びその一環としての運転者に対する適性診断の実施の必要性が強く認識されているところであります。

また、不幸にして事故にあった被害者に対しては、自動車損害賠償保障法による保護を一層厚くするよう目下検討を進めておりますが、最近におきましては、この制度の改善とともに、交通遺児対策の充実など、きめこまかな救済措置を講ずることが強く要望されているような実情であります。

このような実態にかんがみまして、今回、自動車事故の発生防止に資するとともに、事故による被害者の保護を増進するための業務を行なう自動車事故対策センターを設立することとしたしまして、自動車事故対策センター法を制定しようとするものであります。

なお、自動車事故対策センターに対しては、民間出資が予定されておりますが、政府といたしまして、自動車損害賠償責任再保険特別会計から出資するほか、必要な助成措置を講ずることとしております。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、自動車事故対策センターは、自動車事故の発生防止または被害者の保護について学識経験を有する者が発起人となり、運輸大臣の認可を受けて設立されることとなっております。

第二に、自動車事故対策センターのおもな業務といたしましては、自動車事故の発生を防止するため、運行管理者に対して安全確保上必要な指導及び講習を行なうとともに、運転者に対して安全運転上必要とされる適性の診断を行なうこととしております。また、被害者の保護を増進するため、交通遺児その他生活に困窮している被害者に対し必要な資金を貸し付けるとともに、自賠法による保障金等の支払いを受けるまでの間の資金を必要とする者に対し貸し付けをすることとしてお

ります。

第三に、自動車事故対策センターに対する政府の出資、監督等につき、所要の規定を設けることとしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました船舶職員法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

最近におけるモーターボート、小型漁船等の増加は著しく、これに伴いまして、これらの船舶による事故も相当数にのぼっておりますが、それらの事故は、船舶に乗り組む者の基礎的な知識、技能の欠如に起因しているものがきわめて多いのであります。

運輸省といたしましては、このような事態に備え、かねてから小型船舶操縦士免許の取得を励行させるとともに、試験及び船舶職員養成施設における教習について、その内容の適正化をはかってまいりましたが、現行法におきましては、乗り組みにつき免許を必要とする小型船舶の範囲が限られていること、免許制度自体が必ずしも現在のような多種多様な小型船舶の使用実態に見合っていないこと等の問題があり、このままでは小型船舶による事故防止に万全を期すことは困難な状態でありま

す。

以上の点にかんがみ、小型船舶による安全なレクリエーション活動及び漁業活動を促進するため、船舶職員法の一部を改正し、従来船舶職員法の適用のなかった小型船舶についても、原則として免許を受けた者の乗り組む義務づけるとともに、実態に即した合理的な免許制度を創設し、もって小型船舶の航行の安全をはかることが今回の改正の趣旨でございます。

次に、改正案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、総トン数五トン未満の船舶であつて、

旅客運送の用に供しないものについても、船舶職員法を適用することとしたしております。

第二に、現在の小型船舶操縦士の資格は廃止し、新たな資格として、総トン数二十トン未満の小型船舶について、その総トン数及び航行する区域に応じ一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士、三級小型船舶操縦士及び四級小型船舶操縦士の資格を設けることとしたしております。

第三に、新たに設けることとしたした資格に対応する試験の実施に関する事務を、申請により運輸大臣が指定する者に行なわせることとしたしております。

第四に、現在免許を必要としない小型船舶に対する新法の適用は法施行後一年六カ月後からとする等、新法への移行が円滑に行なわれるよう必要な経過規定を設けることとしたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○久保委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○久保委員長 速記を始めて。

これにて趣旨の説明は終わりました。各案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十四分散会

交通安全対策特別委員会議録第三号中正誤

ページ		誤	正
一	三	レルメット	ヘルメット
三	二	地県	他県
四	一	問題で	問題も
一〇	一	配置されえ	配置されて
二〇	三	それは	これは
二四	三	という思	ところ思
二五	五	賛成	賛成
二七	二	機に失せず	機を失せず
二七	四	四十九年	四十八年
二八	三	大官	大宮
二九	二	ロンズレル	ロングレル
二九	三	二十三ミ	二十ミ
二九	四	直しなき	直さなき
二九	五	ヤマ車	マヤ車
二九	六	うまり	つまり
三〇	二	手薄いで	手薄で
三〇	三	もつとも	もつとも
三〇	四	あと問題点	あとの問題点
三〇	五	一つ	一つの
三〇	六	路上駐車	路上駐車
三〇	七	ところの	ところを
三〇	八	こと	ことを
三〇	九	諸施策	諸施策を
三〇	一〇	ように	ような
三〇	一一	いたお話	いまお話
三〇	一二	一ぺん	一ぺん
三〇	一三	年次	漸次

昭和四十八年四月九日印刷

昭和四十八年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局